

第168号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

第1条 島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次の1号を加える。

(9) 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条の規定の適用を受ける者

第2条 島根県営住宅条例の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 設置（第3条）」を  
「第2章 設置（第3条）  
第2章の2 整備（第3条の2 第

3条の18）」  
に改める。

第1条中「共同施設」の次に「（以下「県営住宅等」という。）」を、「設置」の次に「、整備」を加える。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 整備

（整備基準）

第3条の2 県営住宅等の整備に関する基準は、本章に定めるところによる。

（健全な地域社会の形成）

第3条の3 県営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

（良好な居住環境の確保）

第3条の4 県営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

（費用の縮減への配慮）

第3条の5 県営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の

採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

( 県産資材の活用 )

第 3 条の 6 県営住宅等の建設に当たっては、県産資材 ( 県内で生産され、又は県内で製造され、若しくは加工された資材をいう。 ) の活用に努めなければならない。

( 位置の選定 )

第 3 条の 7 県営住宅等の敷地 ( 以下「敷地」という。 ) の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

( 敷地の安全等 )

第 3 条の 8 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

( 住棟等の基準 )

第 3 条の 9 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

( 住宅の基準 )

第 3 条の 10 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

（住戸の基準）

第3条の11 県営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備並びに電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合には、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

（住戸内の各部）

第3条の12 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

（共用部分）

第3条の13 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

( 附帯施設 )

第 3 条の14 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

( 児童遊園 )

第 3 条の15 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

( 集会所 )

第 3 条の16 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

( 広場及び緑地 )

第 3 条の17 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

( 通路 )

第 3 条の18 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第 6 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) その者の収入がアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める金額を超えないこと。

ア 次のいずれかに該当する場合 214,000円

ア) 入居者又は同居者に a から e までのいずれかに該当する者がある場

合

- a 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- b 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- c 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- d 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- e ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

- (イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (ウ) 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が  
ある場合

イ 県営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

第6条第2項中第2号から第4号を削り、第5号を第2号とし、第6号及び第7号を削り、同項第8号中「この号において」を削り、同号を同項第3号とし、同項第9号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前項第2号アウ a から e までのいずれかに該当する者

第6条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第8項とし、第5項

の次に次の 2 項を加える。

6 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号。次項において「密集市街地整備法」という。）第 20 条第 1 項第 2 号イ及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成 14 年法律第 78 号。次項において「マンション建替え円滑化法」という。）第 118 条第 1 項第 2 号イに規定する条例で定める金額は、第 1 項第 2 号アに定める金額とする。

7 密集市街地整備法第 20 条第 1 項第 2 号ロ及びマンション建替え円滑化法第 118 条第 1 項第 2 号ロに規定する条例で定める条件は、第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げるとおりとする。

第 6 条の 2 第 2 項中「法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは<sup>じん</sup>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係る県営住宅又は法第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる」を「前条第 1 項第 2 号イに掲げる場合にあっては、」に改める。

第 8 条第 3 項第 3 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）」を「配偶者暴力防止等法」に改め、同項第 8 号を次のように改める。

(8) 第 6 条第 1 項第 2 号ア(ア) e の規定に該当する者

第 16 条第 1 項中「県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）」を「県営住宅等」に改める。

第 22 条第 1 項中「、公営住宅法施行規則第 10 条に定めるところにより」を削り、同条第 2 項中「前項の」を「第 1 項の」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定による承認をしてはならない。

(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第 6 条第 1 項第 2 号に規定する金額を超える場合

(2) 当該入居者が法第32条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合

第67条の見出しを「(県営住宅連絡員)」に改め、同条中「住宅管理人」を「県営住宅連絡員」に改める。

附則第6項中「、第6条第5項」を「、第6条第1項第2号」に、「同項中「令第6条第5項第1号」」を「同号ア中「214,000円」」に、「改正前の令第6条第5項第1号」の次に「に定める収入の額」を加え、「令第6条第5項第2号」」を「同号イ中「214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)」」に改め、「改正前の令第6条第5項第2号」の次に「に定める収入の額」を加える。

第3条 島根県営住宅条例の一部を次のように改正する。

別表中 「熱田団地」を「緑ヶ丘団地」に、 「小福井団地」を「汐入団地」に、 「緑ヶ丘団地」を「内田団地」に改める。

「汐入団地」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成25年4月1日から、第3条の規定は規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 県営住宅の入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満の者又は同日以前に生まれた者である場合は、この条例による改正後の島根県営住宅条例第6条第1項第2号ア(イ)に該当するものとみなす。

3 第2条の規定の施行の前日に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る同条の規定による改正後の島根県営住宅条例第6条第1項に規定する入居資格については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例

による。